

(公印・契印省略)

統計委第4号  
令和5年2月21日

総務大臣  
松本剛明殿

統計委員会委員長  
椿 広 計

諮問第168号の答申  
漁業センサスの変更について

本委員会は、諮問第168号による漁業センサスの変更（令和5年度に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和4年12月6日付け4統計第655号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「漁業センサス」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 調査系統の変更

(ア) 本申請では、農林水産省の地方農政局等<sup>(注)</sup>を経由して実施してきた調査票（表1の②～⑥）のうち、②④⑤については、調査票の配布・収集とも民間委託し、③⑥については、調査票の配布を農林水産省の本省が直接行い、収集のみ地方農政局等を経由する計画である。

(注)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

表1 調査系統の変更

調査区分	調査票	変更前	変更案
海面漁業調査	①漁業経営体調査票	【配布・収集】都道府県、市区町村	
	②海面漁業地域調査票	【配布】農林水産省本省 【収集】地方農政局等	【配布・収集】民間事業者
内水面漁業調査	③内水面漁業経営体調査票	【配布・収集】 地方農政局等	【配布】農林水産省本省 【収集】地方農政局等

調査区分	調査票	変更前	変更案
内水面漁業調査	④内水面漁業地域調査票	【配布】農林水産省本省 【取集】地方農政局等	【配布・取集】民間事業者
流通加工調査	⑤魚市場調査票	【配布】農林水産省本省 【取集】地方農政局等	【配布・取集】民間事業者
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	【配布・取集】 地方農政局等	【配布】農林水産省本省 【取集】地方農政局等

(イ) これについては、

- a 地方農政局等の職員の大幅な減少により、従前の調査系統の維持が困難である中、これまでどおりの調査を継続するための対応であること、
  - b 調査票②④⑤の民間委託に当たっては、適切な民間事業者の選定に留意するとともに、これまでの調査事務のノウハウを民間事業者に引き継ぐことも計画されており、円滑な調査実施を継続する上で適切な対応が予定されていること、
  - c 調査票③⑥については、将来的な民間委託を念頭に、業務量の把握・分析も予定されていること
- から、適当である。

## イ 調査方法の変更

(ア) 本申請では、次の a から c に掲げるとおり、調査方法を変更する計画である。

- a 「海面漁業調査 漁業経営体調査票」(表2の①)について、郵送提出を導入
- b 表2の②～⑥の調査票について、基本的に、郵送・オンライン調査に統一
- c 全ての調査票について、オンライン回答の方法を、農林水産省の独自システムである、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)<sup>(注)</sup>に統一

(注) eMAFFとは、農林水産省が所管する法令に基づく各種申請・届出・報告に関する一括システムであり、農林水産省への手続だけではなく、農林水産省が所管する法令に基づく地方公共団体への手続などについても包括的にカバーするものである。

表2 調査方法の変更

調査区分	調査票	変更前	変更案
海面漁業調査	①漁業経営体調査票	【配布】調査員 【取集】調査員、オンライン(e-survey)	【配布】調査員 【取集】調査員、郵送、 オンライン(eMAFF)
	②海面漁業地域調査票	【配布】郵送 【取集】郵送、オンライン(電子メール)	【配布】郵送 【取集】郵送、オンライン (eMAFF) <sup>(注)</sup>
内水面漁業調査	③内水面漁業経営体調査票	【配布】郵送、調査員 【取集】郵送、調査員、オンライン(e-survey)、職員	
	④内水面漁業地域調査票	【配布】郵送 【取集】郵送、オンライン(電子メール)	

調査区分	調査票	変更前	変更案
流通加工調査	⑤魚市場調査票	【配布】郵送 【取集】郵送、オンライン（電子メール）	【配布】郵送 【取集】郵送、オンライン (eMAFF) <sup>(注)</sup>
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	【配布】調査員 【取集】調査員、オンライン（e-survey）	

(注) 調査票②④⑤については、郵送、オンラインで回収できない場合は民間事業者の調査員が回収する。  
また、調査票③⑥については、郵送、オンラインで回収できない場合は調査員や職員が回収する。

(イ) このうち、aについては、円滑かつ効率的な調査票の回収を確保するとともに、統計調査員の負担軽減に資するものであることから、適当である。

bについては、調査系統の変更と同様、地方農政局等の職員の大幅な減少により、従前の調査系統の維持が困難である中、これまでどおりの調査を継続するための対応であることから、適当である。

cについては、オンライン回答が伸び悩む中、農林水産関連の行政手続に係る包括的な申請・届出システムであるeMAFFを用いることによる相乗効果もあいまって、本調査のオンライン化を促進しようとする試みであることから適当である。

(ウ) なお、調査の実施に当たり、aの実施により、調査票の郵送提出先となる市区町村において、審査等の業務負担が増加することに留意が必要である。また、eMAFFは、令和3年度に本格稼働したばかりであり、報告者にとって、まだ十分になじみがないと思われることから、eMAFFでの回答方法や利便性について、十分周知することが必要である。

## ウ 調査の実施期間の変更

(ア) 本申請では、表3のとおり、いずれの調査票についても、調査の実施期間を2か月に拡大するとともに、この期間内において、調査系統である地方公共団体、民間事業者又は地方農政局等において、地域の状況を踏まえ、調査票の配布日及び報告者からの提出期限について、柔軟に設定できるようにする計画である。

表3 調査の実施期間の変更

調査区分	調査票	(参考) 調査系統	変更前	変更案
海面漁業調査	①漁業経営体調査票	地方公共団体	〔調査票の配布〕 平成30年10月15日 〔調査票の回収〕 平成30年11月20日	令和5年10月1日から 令和5年11月30日までの 期間に実施
	②海面漁業地域調査票	民間事業者		
内水面漁業調査	③内水面漁業経営体調査票	地方農政局等		
	④内水面漁業地域調査票	民間事業者		
流通加工調査	⑤魚市場調査票	民間事業者	〔調査票の配布〕 平成31年1月10日 〔調査票の回収〕 平成31年1月31日	令和5年12月1日から 令和6年1月31日までの 期間に実施
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	地方農政局等		

(イ) これについては、調査系統及び調査方法の変更に連動し、引き続き円滑な統計調査の実施を確保するとともに、地方公共団体及び地方農政局等の事務負担に配慮するものである

ことから、適当である。

(ウ) なお、農林水産省は、表3の調査票①の実施に当たり、地方公共団体に対して、調査事務に係るスケジュールの全体像をあらかじめ共有するとともに、調査の実施期間の拡大に伴って地方公共団体が行う審査等の業務スケジュールが圧迫されないよう配慮する必要がある。

## エ 報告を求める事項の変更

(ア) 本申請では、表4のとおり、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）を変更する計画である。

表4 調査事項の変更<sup>(注)</sup>

変更内容	調査票	変更理由
i) 各国の水産エコラベル認証の取得状況を追加	①③⑥	水産エコラベル認証の取得状況の全体像を把握し、施策検討に活用するとともに、次期水産基本計画（令和9年策定予定）において水産エコラベルの普及状況をKPIとして活用する予定であるもの
ii) 輸出金額の割合又は額を追加	⑤以外	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」などにおいて、輸出に係る漁業者の実態把握が求められており、同戦略の指標や今後の施策検討に利用するもの
iii) 漁業共済等への加入状況を追加	①	水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）において、漁業共済制度の在り方などについて検討を行うこととされている中で、漁業経営体ごとの漁業共済及び積立ぶらすへの加入状況が把握できていないため、調査事項に追加するもの
iv) 営んだ漁業種類の選択肢のうち、数が少ないものを統合するとともに、養殖の区分を細分化	①③	報告者の負担軽減及び統計調査間の整合を図るため、前回調査の結果で該当者が少なかった漁業種類のうち、海面漁業生産統計調査（農林水産省実施の基幹統計調査）より細かい区分となっている漁業種類を統合するもの また、養殖の区分のうち、需要の拡大が見込まれる「さけ・ます類」の区分を細分化し、養殖業成長産業化総合戦略（令和2年7月策定）の指標として利用するもの
v) 資源管理・漁場改善の取組区分を把握する設問に、制度改正を踏まえて選択肢を追加	②	漁業法に基づき、令和5年度末までに現行制度の資源管理計画を新制度の資源管理協定に順次移行するとされていることから、過渡期の実態を把握するために新制度を選択肢に追加するもの

(注1) 「調査票」欄は、変更が生じる調査票について、表1～3で用いている調査票の丸数字で示している。

(注2) 本表に記載した変更以外にも、調査票上の年次の更新など形式的な変更を予定している。

(イ) これらについては、調査結果の利活用上の必要性を踏まえたものであり、追加される調査事項についても、数は多くなく、報告者の負担増も大きくないと考えられることから、適当である。